

部分意匠に関する判決研究

— 類否判断を中心に —

平成 22 年度意匠委員会第 5 部会

茅野 直勝, 木下 實三, 佐藤 英二, 服部 光芳,
仲村 圭代, 恩田 博宣, 廣田 美穂



1. はじめに

意匠委員会第 5 部会は、部分意匠制度に関する調査及び研究を目的として、本年度より新たに立ち上げられた部会である。

ここ数年間の全体的な出願件数の減少傾向に伴い、意匠出願の出願件数も 2008 年度の 33,569 件から 2009 年度は 30,875 件へと減少した（下記グラフ 1 参照）。

しかしながら、部分意匠出願は、意匠出願全体の中で出願の比率が増加傾向にある（下記グラフ 2 参照）。

部分意匠の出願件数自体は、2008 年度の 9,096 件から 2009 年度の 8,684 件へ減少しているものの、意匠出願全体に占める部分意匠の出願件数割合を見ると、2005 年度は 22.6% であったものが、年々右肩上がりに増加し、2009 年度には 28.1% となり、意匠出願全体のおよそ 3 割を占めるに至っている。

増加の理由は様々考えられるが、ユーザーである各企業や個人にとり、費用対効果の観点から、従来の意匠制度では十分に機能していなかった特徴部分について（グラフ 1）

での多角的なデザイン保護が可能になったことが背景にあることは間違いないと思われる。

部分意匠制度が、「広く強い意匠権」の保護を目的として、平成 10 年の意匠法改正で我国へ導入されてから既に 10 年以上の月日が経過した。しかしながら、このようにユーザーに活用されている部分意匠制度であるが、これを専門的に調査・研究する部会は意匠委員会内にまだ発足していなかった。そこで、同委員会では本年度より、新たに当部会を設立することとした次第である。

本年度の部会では、まず、部分意匠制度の運用開始からこれまでに蓄積された、部分意匠に関する裁判例・審決例等の収集作業から始めた。その後、それら収集した内容の精査を行い、注目すべきと思われるものについて、毎回担当者を決めて、簡単なレジュメを作成し、これを部会内で討論形式により研究・分析を行うこととした。

レジュメには、各委員が判決内容等を一目で理解で

5. 意 匠

	出願件数	ファーストアクション件数	登録査定件数	登録件数
2000年	38,496	47,003	37,373	40,037
2001年	39,423	40,062	31,678	32,934
2002年	37,230	40,261	30,810	31,503
2003年	39,267	38,149	31,202	31,342
2004年	40,756	42,026	33,513	32,681
2005年	39,254	39,651	31,698	32,633
2006年	36,724	37,013	28,687	29,689
2007年	36,544	35,548	27,933	28,289
2008年	33,569	35,087	29,150	29,382
2009年	30,875	34,098	29,051	28,812

注 1：登録件数は、類似意匠登録件数を含む。

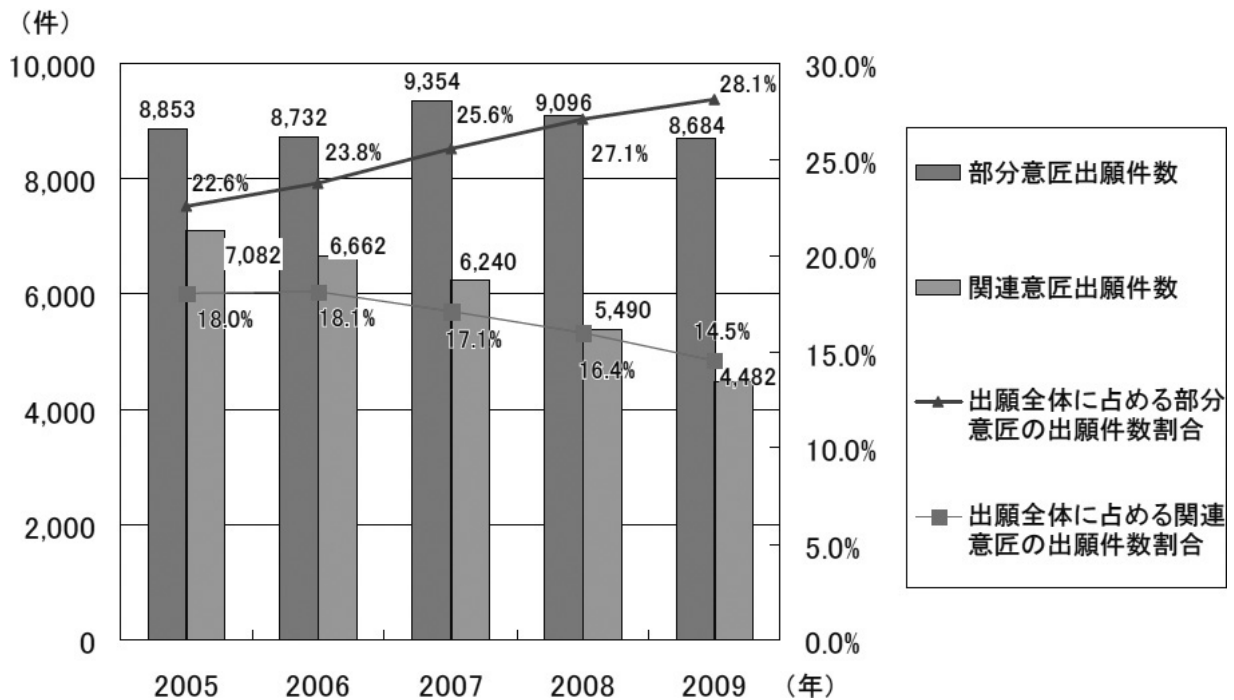
注 2：ファーストアクション件数は、審査官による審査結果の最初の通知（主に登録査定又は拒絶理由通知書）が出願人等へ発送された件数である。

出典：「特許行政年次報告書 2010 年版」（特許庁 HP より抜粋）

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryoutoukei/nenpou_toukei_list.htm

(グラフ 2)

【部分意匠， 関連意匠の出願件数及び出願割合の推移】



出典：「特許行政年次報告書 2010 年版」(特許庁 HP より抜粋)

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/toushin/nenji/nenpou2010_index.htm

きるように、冒頭に「判決の概要」, 「結論」を記載するほか、部分意匠制度特有の論点である「対比される両意匠における当該部分の位置、大きさ、範囲は一致するか否か」、及び、「当該部分自体の意匠的価値が高いのか、それとも破線部分を含めた全体意匠との配設関係に意匠的価値が高いと認められたのか」などを記載し、また全体意匠と異なる「部分意匠特有の論点はあるか」等を必須項目として必ず記載するようにした。そして、それら事項の検討を通じて、我々弁理士にとって「実務上のポイント」となるべき点を抽出することを試みた。このレジュメを用いて検討することで、基本的な議論の枠組みを統一することができ、限られた時間の中で密度の濃い研究を行うことができたと思っている。

2. 掲載判決リスト (順不同・敬称略)

本論稿では、これら研究成果の一部として、部分意匠制度に関する裁判例を各レジュメ担当委員自らの筆により紹介させて頂きたいと思う。以下に、今回取り上げた裁判例を紹介する。

1. 事件番号：H17(行ケ)10227
事件名：コンパクト事件
担当委員：茅野 直勝

2. 事件番号：H18(行ケ)10317
事件名：プーリー事件
担当委員：木下 實三
3. 事件番号：H20(行ケ) 10251
事件名：ビールピッチャー事件
担当委員：佐藤 英二
4. 事件番号：H19(行ケ)10390
事件名：木ねじ事件
担当委員：服部 光芳
5. 事件番号：H19(行ケ)10402
事件名：短靴事件
担当委員：仲村 圭代
6. 事件番号：H16(ワ)6262
事件名：化粧用パフ事件
担当委員：恩田 博宣
7. 事件番号：H19(行ケ)10209, 10210
事件名：包装用容器事件
担当委員：廣田 美穂

当部会において毎回討論の中心となったのは、「部分意匠における類否判断手法」とは何かであった。例えば、意匠法3条1項3号違反の有無を争う審決取消訴訟において、当初の審決を取消す判決が出された場合、特許庁審査基準から見た部分意匠における類否判断手法と、裁判所における当該類否判断手法の間には、部分意匠における類似の捉え方に相違がある場合が考えられる。通常の全体意匠における場合と異なり、部分意匠においては、部分意匠登録を受けようとする部分以外の部分の解釈、すなわち、破線等で表された部分が、実線部分（部分意匠権要求範囲）に与える影響をどのように考えるのが問題である。今回取り上げた「1. コンパクト事件」及び「2. プーリー事件」では、この破線部分が与える影響を大きく見るか小さく見るかによって判決の結論が異なった事案である。

また、判決が、特許庁審査基準と同じ類否判断手法に立つと考えられる場合であっても、全体意匠として出願した場合と比較して、類否判断の基準に広狭の相違がある場合も考えられる。すなわち、通常の全体意匠として出願した場合には、例え意匠の一部に特徴ある部分が含まれているとしても、全体の印象に埋もれてしまい易く、対比される公知意匠と類似との判断がされる場合も多いと思われるが、同じ意匠について、部分意匠として出願した場合、当該部分が要部としてクローズアップされるため、全体意匠として出願する場合に比べ、公知意匠との差異点が大きく評価される傾向が強いと考えられる。後述する「3. ビールピッチャー事件」や「4. 木ねじ事件」ではその点についての示唆に富んでいる。

類否判断手法の他にも、運動靴の側面に表された5本線について登録された部分意匠権につき、商標権との関係から、意匠法的位置づけをどう考えるべきかが論点となった「5. 短靴事件」などは、極めてユニークな判断がされており、部分意匠特有の論点として興味深い。

審決取消訴訟と比較すると、部分意匠権についての意匠権侵害事件はまだ蓄積が少ないが、本稿では代表的なものとして「6. 化粧用パフ事件」を取り上げた。本事件は、部分意匠権の侵害訴訟における損害賠償額の算定方法として、部分の全体に対する「寄与率」なる概念が示された事件としても知られている。

また、部分意匠における意匠法3条2項の創作非容易性の問題についての検討も行った（「7. 包装用容器事件」）。意匠法3条2項の解釈が争われた事案は、類否が争われたものと比べるとサンプルとなるべき裁判例がまだ少ないが、論点は多いと思われる。例えば、意匠法3条2項の判断の際には、「意匠登録を受けようとする物品の機能・用途」に加えて、「意匠登録を受けようとする部分自体の機能・用途」も考慮されるか、意匠登録を受けようとする部分とそれ以外の部分との関係における配設関係はどのように考慮されるべきかなどである。

今回のパテント誌への掲載に当たっては、紙面の都合等の理由から、十分な論証ができていない箇所もあるかもしれないが、この点は、次年度以降の継続的課題とすることで、より深化した内容として発表したいと思っている。

(原稿受領 2010. 12. 21)